

裁 決 書

審査請求人

処分庁

福祉事務所長

審査請求人が平成 30 年 2 月 19 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく平成 29 年 12 月 21 日付け保護停止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

福祉事務所長が平成 29 年 12 月 21 日付けで請求人に対して行った本件処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成 21 年 12 月 11 日付けで、処分庁は審査請求人に対して、生活保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成 28 年 3 月 16 日に審査請求人宅を訪問し面接を実施し、その後の訪問日の日程調整のため、4 月 19 日、4 月 25 日、5 月 16 日、5 月 24 日、6 月 10 日、6 月 29 日、審査請求人の携帯電話に連絡するも、電話に出ず留守番電話となる。
- 3 平成 28 年 4 月 27 日、5 月 24 日、6 月 30 日、処分庁は、審査請求人宅を訪問するが不在。5 月 24 日と 6 月 30 日は不在メモを投函する。
- 4 平成 28 年 7 月 14 日、処分庁は、平成 28 年度になり再三の電話や訪問し不在メモを残すが連絡がなく、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 61 条に基づく届出の義務を怠っている状況のため、所内検討会議を実施し、結果、法第 27 条に基づく指導指示を文書で行うこととした。
- 5 平成 28 年 8 月 8 日、法第 27 条に基づく「生活保護指導指示書」の報告期限が過ぎても審査請求人からの連絡がないため、処分庁は、審査請求人の携帯電話に連絡するも電話に出ず。処分庁は、審査請求人は法第 61 条の届出義務及び法第 62 条の指示等に従う義務に違反していることから、法第 62 条第 4 項の規定により弁明の機会を付与することとした。
- 6 平成 28 年 8 月 19 日、審査請求人が法第 62 条第 4 項による弁明のため、処分庁に来所。処分庁は、弁明内容を記載した報告書を受理。また、処分庁は検診命令を実施。
- 7 平成 28 年 9 月 15 日、処分庁は、検診命令による病状調査について、 の主治医からの結果回答票を受理する。
- 8 平成 28 年 9 月 21 日、9 月 26 日、9 月 27 日、処分庁は、訪問日の調整のため、

審査請求人の携帯電話に連絡するも、電話に出ず、留守番電話となる。

- 9 平成 28 年 9 月 28 日、処分庁は、審査請求人の携帯電話に連絡したところ電話に出て、■■■■に入院中で再三の電話には応じられなかったとのこと。(9 月 18 日から入院) 面会は体調不良のため未実施。審査請求人は、面談と収入申告書の提出は、退院後にして欲しいと主張する。
平成 28 年 9 月 30 日、審査請求人退院。
- 10 平成 28 年 10 月 6 日、処分庁は、審査請求人の携帯電話に連絡するも電話に出ず、留守番電話となる。
- 11 平成 28 年 10 月 11 日、処分庁は、審査請求人宅訪問。収入申告書を受理する。
- 12 平成 28 年 10 月 24 日、10 月 28 日、10 月 31 日、11 月 7 日、11 月 8 日、11 月 9 日、11 月 15 日、12 月 15 日、12 月 19 日、12 月 21 日、平成 29 年 1 月 12 日、1 月 13 日、1 月 20 日、1 月 25 日、2 月 6 日、2 月 7 日、2 月 9 日、2 月 16 日、2 月 17 日、処分庁は、審査請求人の携帯電話に連絡するも電話に出ず。留守番電話となった日は伝言を残した。
- 13 平成 29 年 2 月 17 日、処分庁は、審査請求人宅を訪問するも応答なく、不在メモを投函する。
- 14 平成 29 年 5 月 11 日、5 月 25 日、処分庁は、4 月下旬より審査請求人の携帯電話に連絡するが、繋がらないため、審査請求人宅を訪問するも応答なし。
- 15 平成 29 年 6 月 23 日、処分庁は、審査請求人の携帯電話に連絡するが電話に出ず、留守番電話に 6 月 28 日に訪問する旨伝言を残す。
平成 29 年 6 月 28 日、処分庁は、審査請求人宅を訪問するが応答なく、不在メモを投函する。
- 16 平成 29 年 6 月 30 日、処分庁は、審査請求人の受診状況を ■■■■に確認する。
6 月 28 日は受診日であった。
- 17 平成 29 年 7 月 21 日、処分庁は、審査請求人に電話すると繋がりに、7 月 18 日から ■■■■に入院中であった。面会は、プライバシーを理由に未実施。
平成 29 年 7 月 25 日、審査請求人退院。
- 18 平成 29 年 7 月 26 日、8 月 30 日、処分庁は、審査請求人に電話連絡するが不通。
処分庁は、8 月 30 日の留守番電話に訪問する旨伝言を残し、同日、審査請求人宅を訪問するが、応答なし。
- 19 平成 29 年 9 月 21 日、処分庁は、審査請求人に電話連絡するが、不通。
平成 29 年 9 月 21 日、処分庁は、何度も審査請求人との接触を試みるが、応じる気配がなく、保護の適正実施が困難なため、法 27 条に基づく指導指示について、所内検討会議を実施し、「生活保護法による保護の実施要領」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 11-2-(1) ーク及びスにより法第 27 条に基づく指導指示を実施することとした。
なお、指導指示は口頭指導によるべきであるが、接触が叶わないため、文書による指導とした。
- 20 平成 29 年 9 月 28 日、処分庁は、9 月 21 日の所内検討会議の結果を受けて、9 月 27 日付けの法第 27 条に基づく「生活保護指導指示書」等を審査請求人に配達証明で郵送した。
- 21 平成 29 年 10 月 11 日、処分庁が 9 月 28 日に配達証明で郵送した 9 月 27 日付けの法第 27 条に基づく「生活保護指導指示書」等が、受取人不在を理由に処分庁に戻る。
- 22 平成 29 年 10 月 18 日、処分庁は、10 月 11 日以降、審査請求人に適宜電話連絡

するが、応答ないため、再度、9月27付けの法第27条に基づく「生活保護指導指示書」等を配達証明で郵送した。

23 平成29年10月20日、審査請求人は、処分庁が10月18日に郵送した9月27日付けの法第27条に基づく「生活保護指導指示書」等を受領した。

24 平成29年11月7日、処分庁は、9月27日付けの法第27条に基づく「生活保護指導指示書」の履行期限と同程度の日数(16日間)が10月20日から経過したが、審査請求人から指示事項に関する書類の提出や連絡がないため、所内検討会議を実施した。

結果、審査請求人は、法第27条の指導指示に従わず、法第61条の届出義務及び法第62条の指示等に従う義務に違反していると判断され、前回、審査請求人との接触困難につき、法第27条に基づく口頭指導に代えて文書による指導を行ったが、連絡等がないため、改めて法第27条に基づく文書指導を実施することを決定した。履行期限は11月24日と定めた。

25 平成29年11月9日、処分庁は、11月7日に所内検討会議で決定した11月9日付けの法第27条に基づく「生活保護指導指示書」等を配達証明により郵送した。

26 平成29年11月20日、処分庁が11月9日に配達証明で郵送した11月9日付けの法第27条に基づく「生活保護指導指示書」等が受取人不在で処分庁に戻った。

再度、配達証明で法第27条に基づく「生活保護指導指示書」等を郵送した。

27 平成29年12月4日、処分庁が11月20日に審査請求人に配達証明で郵送した11月9日付けの法第27条に基づく「生活保護指導指示書」等が受取人不在で戻った。

処分庁は、10月18日に郵送した9月27日付けの法第27条に基づく「生活保護指導指示書」等を審査請求人が10月20日に受領し、1ヶ月以上経過するが、何ら反応もないこと、本日も審査請求人の携帯電話に連絡し留守番電話を残しても、折り返し連絡がなく接触拒否の現状から、所内検討会議を実施した。

結果、法第61条の届出義務及び法第62条の指示等に従う義務に違反しているのは明らかのため、法第62条第4項に基づき、審査請求人に弁明の機会(12月18日)を付与し、これに応じない場合には、法第63条第3項に基づき、平成30年1月1日付けで保護停止とすることとした。

28 平成29年12月7日、処分庁は、審査請求人宅を訪問するが応答なく、12月4日に決定した弁明の機会の付与に関する通知を審査請求人宅ポストに投函した。

29 平成29年12月18日、弁明の機会の当日であり、朝、審査請求人から

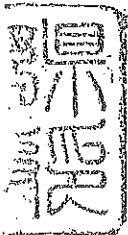
と電話連絡があった。

処分庁は、審査請求人宅を訪問する旨伝えるが、審査請求人は訪問を断ったため、処分庁は直ちに受診し、病状の報告をするよう口頭指導した。

30 平成29年12月21日、処分庁は、に受診経過の問合せを行い、審査請求人は12月受診なしとの回答を得る。

処分庁は保護の停止の処分決定について、所内検討会議を実施し、平成29年12月18日に弁明の機会を設けたが、体調不良を理由に来所せず、来所が困難であれば此方から訪問することを提案したが、拒否し、早急に受診し体調不良の原因を報告するよう伝えたが、受診もせずその報告を怠っていることから、正当な理由がなく弁明の機会を放棄したと判断し、平成30年1月1日からの保護停止決定処分を行った。

31 平成30年2月19日、審査請求人は、長野県知事に対して本件処分の取り消しを



求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 法第 27 条に基づく口頭指導については、以前に福祉事務所で念書を書いた時に「福祉事務所から電話に出るまでかけて欲しい。」と記載しているにも関わらず、処分庁から電話連絡もなく平成 29 年 9 月 27 日付けの「生活保護指導指示書」を配達証明での送付では、口頭指導となっていない。
- (2) 処分庁からの平成 29 年 12 月 6 日付けの「生活保護法第 62 条第 4 項の規定による弁明の機会の付与について」の通知には、「平成 29 年 11 月 9 日付文書にて指導指示を行うなど、再三、指導指示してきましたが、指導指示に従っておられません。」と記載されているが、11 月 9 日付けの文書は受取っていないことから、文書指導を受けていない。

自分のアパートは、郵便配達員が代わると郵便物を部屋まで持ってこないため、ポストに不在連絡票を入れられても分からない。

体調が悪い時期は部屋から 1 歩も出ないことがある。また、処分庁からの郵便を 1 通も受領していない訳ではないので、決して受領を拒否したものでない。

- (3) 12 月 18 日の弁明日は体調が悪いため、朝、処分庁へ行くことが出来ないと連絡した際、「延期ですね」と言われた。処分庁は訪問による弁明の機会を提示したが応じなかったこと、12 月 18 日以降受診がなかったことから、弁明の機会を拒否したとみなし、保護停止処分を行った。

「延期」と言っているので、改めて日時を通知する必要があり、法第 62 条第 4 項に規定する弁明の機会が付与されていない。

- (4) 以上のことから、本件処分は一方的に処分庁が行ったもので違法であり、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 10 月 20 日に審査請求人が受領した平成 29 年 9 月 27 日付けの「生活保護指導指示書」は、処分庁が 9 月 21 日の所内検討で、本来であれば法 27 条に基づく口頭指導であるが、審査請求人との接触が出来ないことから、文書による指導とすることを決定し送付したもの。

- (2) 審査請求人の平成 29 年 11 月 9 日付けの「生活保護指導指示書」は受け取っていないとの主張は、配達証明で 2 回送付し、審査請求人が受取りを拒否したことにより返戻されたものとする。

その場合であっても、後に付与される弁明の機会で正当な理由を述べていれば、処分を回避できた可能性もある。

- (3) 平成 29 年 12 月 18 日に弁明の機会を付与したところ、当日の朝、体調不良により来庁できないと電話連絡があったが、全く動けない状態ではなかったため、来庁困難であれば訪問する旨伝えたが応じないと頑なに接触を拒んだ。

直ちに受診し、病状を報告するよう口頭指導したが、12 月 21 日になっても審査請求人からの連絡がなく、定期通院先の [] に受診経過を問い合わせたが、12 月は受診していなかった。

審査請求人は、体調不良のため 12 月 18 日に訪問による弁明の機会を提案し

たが応じず、早急に病院に受診し体調不良の原因を報告するよう口頭指導したにもかかわらず受診せず、処分庁への報告を怠っていることから、弁明の機会を拒否したものとみなした判断は適正である。

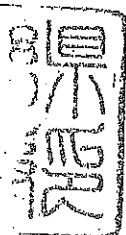
- (4) 以上のことから、本件処分に違法不当な点はない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 生活保護法による保護を実施する上での訪問調査については、「局長通知」第12-1本文には「要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。」、同(2)-アには、「世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。」と規定されており、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問(第12の1)には、「答 訪問調査については、①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立助長のための助言指導などを目的として実施することが考えられるところであるが、(中略)被保護者の個々の状況に応じて、適宜、必要な訪問調査の実施に留意されたい。」と規定されている。
- (2) 法第27条第1項には、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定されている。
- (3) 「局長通知」第11-2-1(4)には、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(これによりがたい場合は、当該世帯主)に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護世帯に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」と規定されている。
- (4) 法第62条第1項には、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」、同条第3項には、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止することができる。」、同条第4項には、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と規定されている。

また、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引き」という。)Ⅱ-2の本文には、「文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続きを経た



- うえで保護の変更、停止又は廃止を行う。」、同(2)には、「指導指示に従わないことに対して正当な理由がない場合、又は、正当な理由がなく指定場所に来所しない場合は、保護の変更、停止又は廃止の処分を行う。」と規定されている。
- (5) 法第62条第3項に基づいて保護の停止を行う場合には、法第26条には「書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」規定されており、この場合において、「手引き」II-2-(3)には、「処分は、理由をわかり易く明記したうえで書面により通知する」ことを求めている。

また、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問10-14には、「(答) 本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている(法第24条第2項、第25条第2項及び第26条)ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあることから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。(中略) 個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。」と規定されている。

なお、行政庁が本件処分のように不利益処分をする場合、行政手続法(平成5年法律第88号)第14条第1項には、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」同条第3項には、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定されているところでもある。

2 本件処分の違法性及び不当性の有無について

- (1) 生活保護における訪問調査の実施については、理由の1の(1)のとおり規定されていることから、処分庁は審査請求人の訪問調査を毎月実施するものと定め、訪問調査を実施するため、再三に渡り電話連絡や自宅を訪問したが、審査請求人は電話に出ず、また、自宅を訪問しても反応がなく、処分庁が接触を図ろうと努力しても、訪問調査が実施できなかったと、事案の概要から判断できる。

審査請求人は口頭指導を受けていないと主張しているが、審査請求人が平成29年11月20日に受領した平成29年9月27日付けの「生活保護指導指示書」は、平成29年9月21日に処分庁が所内検討会議において、処分庁が審査請求人と接触を図ろうと再三電話や訪問を行ったが、接触できないため、理由の1の(3)により「口頭指導によりがたいとき」と判断し文書による指導指示書を郵送したものであり、違法ではないと上記から判断される。

- (2) 審査請求人は、平成29年12月6日付けの「生活保護法第62条第4項の規定による弁明の機会の付与について」の通知に記載のあった「平成29年11月9日付けの指導指示書」を受け取っていないことから、文書指導を受けていないと主張しているが、平成30年3月28日付けで、処分庁に11月9日付けの「生活保護指導指示書」の趣旨を質問したところ、11月9日付けの「生活保護指導指示書」は、審査請求人が受領した平成29年9月27日付けの文書指導に対して、返答がないため、改めて11月9日付けで文書指導を実施したものと回答があり、上記(1)に照らしても法第27条に基づく文書指導は、9月27日付けの「生活保護指導指示書」により実施されていると判断できる。

審査請求人は、一方的に手続きを進めたと主張するが、平成29年10月20日

に受領した平成29年9月27日付けの「生活保護指導指示書」には、「正当な理由なくこれ従わないときは、同法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。」と記載されているため、指導指示に従わない場合は保護の停廃止の処分がありうることは了知でき、審査請求人の所持している携帯電話が専ら着信専用であっても、11月1日に[]を受診していることから、公衆電話による電話連絡ができたと考えられる。

更に、審査請求人は、「自分のアパートは、郵便配達員が代わると郵便物を部屋まで持ってこないため、ポストに不在連絡票を入れられても分からない。」と主張しているが、配達証明による郵送の場合、郵便局員は受取人が不在で直接渡すことができない場合に、不在票をポストに入れるため、審査請求人の主張は矛盾している。

一方、処分庁は、平成29年12月6日付けで「生活保護法第62条第4項の規定による弁明の機会の付与について」を通知したが、その本文には「生活保護法第27条の規定により、平成29年11月9日付文書にて指導指示を行うなど、再三、指導指示してきましたが、指導指示に従っておりません。」と記載しており、当該文書が事案の概要の27のとおり、11月9日付けの文書は処分庁の手元であり審査請求人が受領していないにもかかわらず、これを引用していることは適切ではない。

- (3) 理由の1の(4)の法第62条第4項で規定する弁明の趣旨は、保護の停廃止は、被保護者にとって、重大な不利益処分であることから、それらの処分をする場合には、被保護者が予め準備したうえで弁明の期日に出席し、その場で意見を述べ、自らの利益を守ることを保障する点にある。

処分庁は、弁明日に審査請求人から体調不良のため来所できない旨電話連絡を受け、理由の1の(4)による、正当な理由であるか判断するために、訪問の機会を付与し、また、受診を促し報告を求めたものである。

処分庁は、弁明日から3日後の12月21日に審査請求人から報告がなく受診をしていないことをもって保護停止処分を決定したが、審査請求人に受診結果の報告期限を告げていないこと、審査請求人が再弁明の機会の付与を期待していたこと等から判断すると、処分庁が、保護停止処分を決定する前に審査請求人に対して何ら連絡も取らずに、決定したことは、上記の弁明の付与の趣旨からすれば、処分庁の手続きに瑕疵が無かったとは言いがたい。

- (4) 本件処分にかかる決定通知書には、本件処分の決定理由について、「生活保護法第62条第3項により保護を停止します。」と停止処分の根拠条項が記載されているにすぎず、不利益処分である本件処分がどのような理由によって行われたものであるのかを、理由の1の(5)による「手引き」Ⅱ-2-(3)の「処分は、理由をわかり易く明記したうえで書面により通知する。」あるいは、理由の1の(5)による「問答集」問10-14が求める程度に、審査請求人が十分周知でき得る内容にはなっていないことから「保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨」に合致したものとはなっていない。

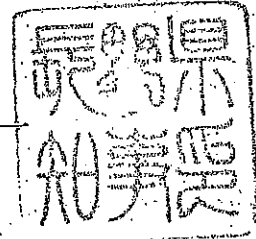
したがって、処分庁が審査請求人に対して通知した本件処分にかかる決定通知書の記載すべき理由に不備があると言わざるを得ない。



以上のとおり、本件処分に対する審査請求は理由があるので、行政不服審査法第46条第1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成30年5月2日

審査庁 長野県知事 阿部 守一



- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に[]を被告として（訴訟において[]を代表する者は[]となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

上記は謄本です。

平成30年5月2日

長野県知事 阿部 守一

